

## 医誠会国際総合病院研究費補助金取扱要項

令和6年4月1日裁定

### (目的)

第1条 この要項は、医誠会国際総合病院（以下「当院」という。）において、国等から交付を受ける研究費補助金に係る取扱いに関し必要な事項を定め、補助金の適正かつ効率的な管理・運用を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項において研究費補助金とは次の各号に掲げるものをいう。

（1）科学研究費助成事業

（2）厚生労働科学研究費補助金

2 前項に掲げる研究費補助金以外の研究費補助金（機関補助を除く。）の交付を受けようとする場合には、この要項を適用する。

3 この要項において「研究代表者等」とは、第1項各号及び前項の研究費補助金を1人で実施する者、研究組織又は研究拠点の代表者及び研究費補助金の配分を受けた研究分担者をいう。

### (法令等の遵守等)

第3条 研究代表者等は、交付決定を受けた研究費補助金に係る研究の実施にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく法令並びに交付決定等の通知書等に記載された事項（以下「補助条件等」という。）を遵守しなければならない。

### (応募資格)

第4条 研究費補助金の応募資格を有する者は、当院の研究者及び当院の研究活動を行うことを職務に含む者として当院に所属し、研究活動に実際に従事している者とする。

2 前項の者の確認については、別に定めるものとする。

### (公募の申請)

第5条 公募要領により研究費補助金に係る研究計画調書又は提案書等の公募に関する書類を、研究代表者等が直接公募先に提出等することとなっている場合は、あらかじめ、臨床研究センター研究室事務局を通じて臨床研究センター長に届け出るものとする。

#### (研究費補助金の経理事務の委任)

第6条 研究代表者等は、研究費補助金の交付内定（継続分を含む。）を受け、研究費を受領する場合は、最高管理責任者にその受領及び経理に関する事務を委任したものとみなす。ただし、受領委任について配分機関から別途定めがある場合は、その定めにより取り扱うものとする。

- 2 他機関からの転入等により研究代表者等が研究費を受領する場合も、前項と同様に取り扱うものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項の経理事務の委任があったときは、財務経理部に次条に規定する事務を処理させるものとする。

#### (経理事務等の準拠)

第7条 研究費補助金に係る契約事務、旅費事務、給与事務等に関する事務の取扱いは、第3条に規定する補助条件等の定めのほか、当院関係諸規程によるものとし、その取扱いについては別に定めるものとする。

- 2 前項の場合において、補助条件等は、当院関係諸規程に優先して適用されるものとする。

#### (間接経費の譲渡)

第8条 間接経費が交付された研究代表者等は、間接経費を法人へ納付するものとする。

- 2 前項により間接経費を納付した研究代表者等が他の研究機関へ異動する場合の当該間接経費の取扱いは、補助条件等に定められたとおりとする。

#### (設備備品等の取扱い)

第9条 研究代表者等は、直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備備品等」という。）を、補助条件等により購入後直ちに所属する研究機関に寄付しなければならないとされている場合は、購入後直ちに当院に寄附するものとし、当院所属の資産等として管理するものとする。

- 2 研究代表者等は、設備備品等を直ちに寄附することにより研究上の支障が生じるおそれがある場合は、事前にその旨を臨床研究センターに申し出て、寄附を延期することができるものとする。
- 3 研究代表者等が、補助事業遂行期間中に他の研究機関に異動する場合であって、新たに所属することとなる研究機関において第1項の設備備品等を使用することを希望するときは、別に定める手続きにより新たに所属する研究機関に対し譲与することができる。

#### (その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、研究費補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。